

会計年度任用職員（保育教諭）登録者の募集

市では、会計年度任用職員登録者の募集を行っております。

会計年度任用職員とは、業務繁忙期や職員の代替が必要なときなどに、職員の補助として1会計年度内を任期として任用される非常勤の公務員です。

この制度は、必要に応じて条件に合う方を登録者の中から選考し、会計年度任用職員として任用するものです。

※ご登録いただいても、希望する求人がない等の理由で、登録期間中に連絡がない場合があります。

※紹介する仕事の内容や勤務条件、任用の時期が、ご希望のものと異なる場合があります。

※会計年度任用職員は、登録者の中から選考するほか、ハローワーク等により直接募集することもあります。

登録期間

登録を受理した日から3年間

勤務条件等

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項
募集職種	保育教諭（保育士資格及び幼稚園教諭免許状又はそのどちらかを有する人）
業務内容	市立認定こども園での勤務
基本給	日給 9,823～10,377円 ※経験に応じて、一定の範囲で加算があります。
諸手当等	時間外勤務報酬、交通費、期末手当等 ※期末手当は、一定の要件を満たす場合に支給します。
勤務時間	原則、以下のパートタイム勤務 月曜日から土曜日までのうち週5日（35時間） 9時～16時45分（休憩時間45分を除き、7時間） ※時間外（休日）勤務が発生する場合があります。 ※勤務日数、勤務時間については相談に応じます。
休日	日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇（6か月以上の任用見込みがある場合のみ）、特別休暇（夏季休暇等）
勤務地	下記市立認定こども園のいずれか ・あおぞら認定こども園（守口市寺方元町4-1-8） ・外島認定こども園（守口市外島町2-48） ・にじいろ認定こども園（守口市藤田町1-57-19）

任用期間	採用日から当該年度の3月31日までの範囲内で任命権者が定める期間 翌年度、更新の可能性あり（条件付き） ※面接時にご確認ください。
試用期間	1ヶ月（条件付職員）
福利厚生	健康保険（市町村共済組合）、厚生年金（日本年金機構）、雇用保険等 ※週勤務時間が20時間以上
服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。 ○パートタイム勤務の会計年度任用職員は、地方公務員法第38条の営利企業への 従事（兼業）制限の適用除外となっておりますが、兼業を行う場合は人事課に報 告する必要があります。 ただし、以下の場合は認められませんので留意してください。 ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障を来すおそれがある場合 （兼業先との所定勤務時間の合計が本市常勤職員の標準勤務時間を上回る場合な ど） ・兼業を行うことによって職務の公正を確保できなくなるおそれがある場合 ・兼業を行うことによって守口市の信用を損なうおそれがある場合

登録方法

所定の「登録用紙兼履歴書」に必要事項を記入のうえ、顔写真を貼り、保育士証及び幼稚園教諭免許状写し（両方の資格及び免許を有している場合）又はそのどちらか（どちらか一方の資格又は免許を有している場合）を添付して、市役所に直接持参するか、または郵送にて応募してください。※いただいた登録用紙等は原則返却いたしません。

ア) 直接持参する場合

守口市役所 4階南エリアの総務部人事課へご持参ください。

（受付時間：月曜日から金曜日までの9:00～17:30）

イ) 郵送する場合

封筒に朱書きで「会計年度任用職員登録」と明記し、下記宛先へ郵送してください。

〒570-8666
守口市京阪本通2-5-5
守口市役所 総務部人事課 宛て

募集期間

随時受け付けております。

登録以降の流れ

任用の必要がある場合（繁忙・代替等）にご連絡し、選考のうえ採用します。

登録後、登録内容に変更があれば、人事課までご連絡をお願いします。

また、任用希望登録有効期間中に、他で就職が決まった等の理由により、会計年度任用職員へ

の任用を希望しなくなった場合は、登録取り消す必要がありますので、必ず登録削除のご連絡をお願いします。

お問い合わせ先

守口市役所 総務部人事課 会計年度任用職員担当

電話：06-6992-1408（直通）